

令和2年4月14日

群馬土地家屋調査士会長 佐藤栄二 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部監理課)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた
外出自粛要請等の周知について (依頼)

新型コロナウイルス感染症について、国内においては感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域では感染拡大が見られ政府において「緊急事態宣言」が行われたところです。

このため、県においては、知事記者会見での知事メッセージ、県ホームページなどを通じて、県民に対して不要不急の外出自粛、緊急事態措置の行われている7都府県への往来を控えるなどの協力を求め、7都府県にお住まいの方に対しても、本県との往来の自粛等を求めてきたところです。

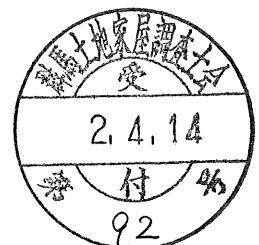
しかしながら、その後、県内において、新たなクラスターが発生し感染者数が90人になるなど憂慮すべき状態にあり、この危機を乗り越える上でも、まさに重大な局面を迎えています。

そこで、県民の皆様には、病院への通院、生活必需品の買い物を除き、自宅で過ごしていただくことを改めてお願いし、特に感染確率が高い場所(別紙参照)には行かないでいただくことを強く要請することとしました。

また、政府の基本的対処方針にもあるとおり、職場等における感染拡大を防止するため、各事業者において、テレワークや時差出勤を積極的に導入していただく必要があります。

つきましては、貴団体におかれましても、各種広報・連絡手段を通じ、貴下会員や関係者等へ外出自粛やテレワーク等の導入について呼びかけを行うなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

担 当：監理課 用地対策室長 吉田
T E L：027-226-3550
F A X：027-224-3339



新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 群馬県から県民の皆様へのお願い

◎ 県民の皆様へ

1 以下の場合を除いて自宅で過ごしてください。

- ① 病院への通院
- ② 生活必需品の買い物

特に、以下の場所は感染確率が高く行かないでください。

- ① クラスターが既に発生し、今後の発生も危惧されているナイトクラブ、バー、カラオケ、ライブハウスなどの遊興施設
- ② 小中高校でも休校を行っており、大学や学習塾等
- ③ 個人での散歩やジョギングで代替できる運動施設
- ④ 3つの条件が揃いクラスターの発生が危惧されるマーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技施設
- ⑤ 自粛中のイベント等と同じく、映画館、集会場、図書館等の集会・展示施設
- ⑥ 密閉、密集、密接の3条件に当てはまる小売店、サービス店舗（生活に必須なものを除く）

※詳細は別紙2参照

2 緊急事態宣言の対象地域である7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）への往来は、自粛してください。

7道府県にお住まいの親族や知人、取引先等の方の来県も控えていただくようお願いいたします。

○ 外出を控えていただきたい施設等

- ・ 繁華街の接客を伴う飲食店
- ・ 遊興施設等
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス
- ・ 大学・学習塾等
大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾
- ・ 運動・遊技施設
体育館、水泳場、ボーリング、スポーツクラブなどの運動施設、マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場
- ・ 劇場等
劇場、観覧場、映画館、演芸場
- ・ 集会・展示施設
集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテルまたは旅館
(集会の用に供する部分に限る)
- ・ 商業施設
生活必需物資の小売関係等以外の店、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗